

# 一般社団法人全国医学部長病院長会議

## 地区部会の組織及び運営に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国医学部長病院長会議の定款(以下「定款」という。)第46条第2項により、理事会が定める地区部会の組織及び運営について定めることを目的とする。

### (地区部会の組織及び運営)

第2条 地区部会は、別紙1の地区別に会員が所属する加盟大学で組織するものとする。  
2 地区部会の運営は、地区ごとに自主的に行うものとする。

### (地区部会の理事候補者の選出)

第3条 地区部会の理事候補者の選出数は別表2のとおりとする。  
2 各地区部会における理事候補者の選出方法については、各地区が独自に定める方法による。

### 附 則

この規則は、平成25年11月15日から施行する。

## 地区部会の加盟大学名

| 地区別    | 加盟大学名   |
|--------|---|
| 東北・北海道 | 北海道大学(国立)、札幌医科大学(公立)、旭川医科大学(国立)、弘前大学(国立)、岩手医科大学(私立)、東北大学(国立)、秋田大学(国立)、山形大学(国立)、福島県立医科大学(公立)<br>(以上 9 大学)  |
| 関東     | 筑波大学(国立)、自治医科大学(私立)、獨協医科大学(私立)、群馬大学(国立)、防衛医科大学校(国立)、埼玉医科大学(私立)、千葉大学(国立)、東京大学(国立)、東京医科歯科大学(国立)、日本大学(私立)、日本医科大学(私立)、東邦大学(私立)、東京医科大学(私立)、東京女子医科大学(私立)、東京慈恵会医科大学(私立)、慶應義塾大学(私立)、昭和大学(私立)、順天堂大学(私立)、杏林大学(私立)、帝京大学(私立)、横浜市立大学(公立) 北里大学(私立)、聖マリアンナ医科大学(私立)、東海大学(私立)、山梨大学(国立)、新潟大学(国立)、信州大学(国立)<br>(以上 27 大学) |
| 東海・北陸  | 富山大学(国立)、金沢大学(国立)、金沢医科大学(私立)、福井大学(国立)、岐阜大学(国立)、浜松医科大学(国立)、名古屋大学(国立)、名古屋市立大学(公立)、藤田保健衛生大学(私立)、愛知医科大学(私立)、三重大学(国立)<br>(以上 11 大学)  |
| 近畿     | 滋賀医科大学(国立)、京都大学(国立)、京都府立大学(公立)、大阪大学(国立)、大阪市立大学(公立)、大阪医科大学(私立)、関西医科大学(私立)、近畿大学(私立)、神戸大学(国立)、兵庫医科大学(私立)、奈良県立医科大学(公立)、和歌山県立医科大学(公立)<br>(以上 12 大学)  |
| 中国・四国  | 鳥取大学(国立)、島根大学(国立)、岡山大学(国立)、川崎医科大学(私立)、広島大学(国立)、山口大学(国立)、徳島大学(国立)、香川大学(国立)、愛媛大学(国立)、高知大学(国立)<br>(以上 10 大学)   |
| 九州     | 九州大学(国立)、産業医科大学(私立)、佐賀大学(国立)、福岡大学(私立)、久留米大学(私立)、長崎大学(国立)、熊本大学(国立)、大分大学(国立)、宮崎大学(国立)、鹿児島大学(国立)、琉球大学(国立)<br>(以上 11 大学)  |
| 計      | (以上 80 大学)  |

## 各地区からの地区部会の理事候補者選出数

(人)

| 地区別           | 医学部長<br>(医科大学長) | 附属病院長 | 合計 |
|---------------|-----------------|-------|----|
| 東北・北海道 (9 大学) | 2               | 2     | 4  |
| 関東 (27 大学)    | 5               | 5     | 10 |
| 東海・北陸 (11 大学) | 2               | 2     | 4  |
| 近畿 (12 大学)    | 2               | 2     | 4  |
| 中国・四国 (10 大学) | 2               | 2     | 4  |
| 九州 (11 大学)    | 2               | 2     | 4  |
| 計 (80 大学)     | 15              | 15    | 30 |